

私たちのココロを癒してくれる大切なペット。でも残念なことに、虐待や、悪質な販売業者なども一部では見受けられます。そこで昨年、動物愛護管理法が改正されました。

Q1
そもそも動物愛護管理法ってなに？

動物を飼う人も、ペット販売業者などで動物を扱う人も、大切な命を預かるからには、それ相応のモラルや責任感が必要になります。この法律は人と動物がよりよい環境で暮らすために、昭和48年から施行されているもので、人に飼育されているすべての動物を対象としています。「動物の習性を知ってきちんと飼わなければならない」「虐待をしてはいけない」「周囲の迷惑になつてはいけない」など、動物の愛護と管理にまつわる基本的なことが定められています。

Q3
どんなところが変わったの？

ペットショップやペットホテルなど動物取扱業が届出制から登録制になりました。また、インターネットによる販売なども動物取扱業に加えられ、ある一定の基準をクリアしないと登録が認められませんが、また、自治体によって対応がまちまちだった特定の危険な動物の飼育に関しても、全国一律で許可制になりました。

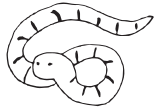
Q2
なぜ、法律が改正されることになったの？

今は、犬や猫はもとより、トカゲやヘビなどさまざまな動物が手に入る、空前のペットブームと言われ、飼い犬は全国で1200万頭にものぼると推計されます。そんな中、気軽にペットを飼いはじめてしまい、飼いきれなくなる人や、無理な繁殖を繰り返したり、安易な販売を行う悪質な業者がいるのも現状です。ペットがより身近な存在になっているだけに、さらなる動物愛護や管理を推進するため、昨年6月に改正・動物愛護管理法が施行されたのです。



Q4
特定動物ってどんな動物のこと？

人に危害を加えるおそれのある動物のことで、現在、クマ、ワニ、マムシ、ワニガメなど約650種類。これらの動物を飼うときは、自治体の許可を取り、マイクロチップ、脚輪などによる識別措置を行うことが義務づけられています。「もしかするとウチのペットが特定動物に入るかも？」と思ったら、近くの自治体に相談してみましょう。



Q5
私たちにできることは？

まず、その動物のことをよく知って、責任を持って飼い続けることができるか、家族みんなで話し合ってみよう。動物を買うときは、そのショップに登録済みの標識や識別章があるか確認し、適正な飼い方や動物の病気などの説明をよく聞いてから購入しよう。また、マイクロチップなど動物の所有者が分かるものをつけておくことも大切。もしも迷子になったとき、せつかく誰かに保護されても、飼い主が分からなくてはお互い会えなくなってしまうからね。そして、これ以上数が増えると飼いきれなくなるのであれば、きちんと不妊・去勢手術をしておくことも飼い主としての責任です。

